

鹿島市さが暮らしスタート支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、鹿島市内への移住・定住の促進及び地域の担い手不足の解消や地域課題の解決を図るため、佐賀県と共同して行うさが暮らしスタート支援事業において、佐賀県外から鹿島市に移住して、就業、起業、事業承継又は空き家の活用等により定着に至った者に対し、予算の範囲内において鹿島市さが暮らしスタート支援事業補助金（以下「補助金」という）を交付することとし、その補助金の交付については、佐賀県さが暮らしスタート支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び鹿島市補助金交付規則（昭和47年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、県実施要領第4の1（1）の要件を満たす、転入時の年齢が49歳以下の者のうち、県実施要領第4の1（2）から（8）のいずれかの要件に該当する者とする。

2 補助金は同一世帯において1回限りとし、鹿島市地方創生移住支援事業補助金の交付を受けた世帯は交付対象者としない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は2人以上の世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の世帯の申請の場合にあつては60万円とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿島市さが暮らしスタート支援事業補助金交付申請書（様式第1号）、証明書（様式第2-1号、様式2-2号、様式2-3号、様式2-4号、様式2-5号）及び別表に定める確認書類を市長に提出するものとする。

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、さが暮らしスタート支援事

業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第6条 前条の交付決定通知書を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、鹿島市さが暮らしスタート支援事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（報告及び立入調査）

第7条 市長は、鹿島市さが暮らしスタート支援事業の実施状況等を確認するため、必要があると認めるときは、申請者及び申請者の就業先等に対して、本事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（交付決定の取消し及び返還請求）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の表のいずれかの返還要件に該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全額又は半額の返還を請求することができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りでない。

返還要件	返還金額
虚偽の申請等をした場合	全額
補助金の申請日から3年未満で本市から転出した場合	
補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合	
県実施要領に定める地域活性化等起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合	
補助金の申請日から1年以内に承継した事業を廃止した場合	
県実施要領に定める空き家の取得、改修等に係る本市の支援制度の交付決定等を取り消された場合	半額
補助金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合	

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表

要件別	確認書類
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身分証明書の写し（マイナンバーカード、運転免許証等）</li> <li>・ 移住先の住民票の写し</li> <li>・ 移住元の住民票の除票の写し （申請者が外国人の場合）</li> <li>・ 永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有することを証明する書類の写し</li> </ul>
世帯向けの金額を申請する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移住先の住民票の写し（申請者を含む2人以上の世帯員の移住先での住所を確認できる書類）</li> <li>・ 移住元の住民票の除票の写し（申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での住所を確認できる書類）</li> </ul>
就職に関する要件に該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業証明書（就職）</li> </ul>
起業に関する要件に該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 起業支援金の交付決定通知書の写し</li> </ul>
農林漁業に関する要件に該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>（農業の場合）</li> <li>・ 新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の交付決定通知書の写し</li> <li>（林業の場合）</li> <li>・ 就業証明書（漁業・林業）</li> <li>・ 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の研修承認通知書の写し</li> <li>・ 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の研修実施計画書の写し</li> <li>（漁業の場合）</li> <li>・ 就業証明書（漁業・林業）</li> <li>・ 長期研修支援事業（独立型）実施の認定通知の写し （研修受講後に申請する場合）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林漁業研修の受講証明書の写し（受講内容、受講地及び受講期間が確認できるもの）</li> </ul>
スポーツ振興に関する要件に該当する場合	就業証明書（スポーツ）
事業承継に関する要件に該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業承継支援証明書（事業承継）</li> <li>・事業承継の成立を証する書類（契約書、覚書、代表者の変更を証する書類、事業計画書等）の写し</li> </ul>
伝統工芸等に関する要件に該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業証明書（伝統工芸）</li> </ul>
空き家活用に関する要件に該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町が設置する空き家バンク活用を証する書類の写し</li> <li>・空き家取得の成立を証する書類（契約書、覚書、代表者の変更を証する書類、事業計画書等）の写し</li> <li>・空き家の取得、改修等に関する市町の支援制度を活用したことを証する書類（補助金交付決定通知等）の写し</li> </ul>

鹿島市長 様

鹿島市さが暮らしスタート支援事業補助金交付申請書

鹿島市さが暮らしスタート支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 補助金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	単身		世帯		世帯の場合は同時に移住した家族の人数(1の申請者は含まない)	人
補助金の種類	就職		起業		農林漁業	スポーツ
	事業承継		伝統工芸		空き家	

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

別紙1「鹿島市さが暮らしスタート支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する		B. 誓約しない	
別紙2「鹿島市さが暮らしスタート支援事業補助金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する		B. 同意しない	
申請日から5年以上継続して、鹿島市に居住し、かつ、就業起業等する意思について	A. 意思がある		B. 意思がない	
（就職の場合のみ記入）就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する	

※各種確認事項のBに○を付けた場合は、補助金の支給対象となりません。

4 転入前の住所

住所	〒
----	---

様式第1号(第4条関係) 別紙1

鹿島市さが暮らしスタート支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 鹿島市さが暮らしスタート支援事業補助金(以下、「補助金」という。)に関する報告及び立入調査について、佐賀県及び鹿島市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 申請者及びその世帯員は、次のいずれにも該当する者ではありません。なお、鹿島市が必要とする場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。
  - (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。)
  - (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 次の場合には、佐賀県さが暮らしスタート支援事業実施要領(以下「県実施要領」という。)及び鹿島市さが暮らしスタート支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - (2) 補助金の申請日から3年未満に鹿島市以外の市区町村に転出した場合：全額
  - (3) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - (4) 県実施要領に定める地域活性化等起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
  - (5) 補助金の申請日から1年以内に承継した事業を廃止した場合：全額
  - (6) 県実施要領に定める空き家の取得、改修等に係る本市の支援制度の交付決定等を取り消された場合：全額
  - (7) 補助金の申請日から3年以上5年以内に本市以外の市区町村に転出した場合：半額

様式第 1 号(第 4 条関係) 別紙 2

鹿島市さが暮らしスタート支援事業補助金に係る個人情報の取扱い

佐賀県及び鹿島市は、佐賀県及び鹿島市さが暮らしスタート支援事業の実施に際して得た個人情報について、佐賀県及び鹿島市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、佐賀県及び鹿島市は、当該個人情報について、移住支援事業の円滑な実施のため、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

様式第2-1号(第4条関係)

年 月 日

鹿島市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

就業証明書(就職) (鹿島市さが暮らしスタート支援事業補助金)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合	3親等以内の親族に該当しない

※鹿島市さが暮らしスタート支援事業補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、佐賀県及び鹿島市の求めに応じて、同佐賀県及び鹿島市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。



様式第 2 - 2 号 (第 4 条関係)

年 月 日

鹿島市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

就業証明書 (漁業・林業) (鹿島市さが暮らしスタート支援事業補助金)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

申請者名	
申請者住所	
申請者電話番号	
活用支援策名	
活用概要	
活用年月日	
就業年月日	

※鹿島市さが暮らしスタート支援事業補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、佐賀県及び鹿島市の求めに応じて、同佐賀県及び鹿島市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第 2 - 3 号 (第 4 条関係)

年 月 日

鹿島市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

就業証明書 (スポーツ) (鹿島市さが暮らしスタート支援事業補助金)

佐賀県 SSP アスリートジョブサポの支援を利用し、下記の者を雇用したことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
競技種目等	
区分 いずれかに○を付す	・スポーツ選手          ・スポーツ指導者

※鹿島市さが暮らしスタート支援事業補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、佐賀県及び鹿島市の求めに応じて、同佐賀県及び鹿島市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第2-4号（第4条関係）

年 月 日

鹿島市長 様

所在地  
団体名  
代表者名  
電話番号  
担当者

事業承継支援証明書（事業承継）（鹿島市さが暮らしスタート支援事業補助金）

下記のとおり、当センターの支援により事業承継が成立した（事業承継計画書による合意がなされた）ことを証明します。

記

申請者名	
申請者住所	
申請者電話番号	
事業承継形式	・ 株式譲渡                      ・ 事業譲渡
事業承継（予定）時期	

※鹿島市さが暮らしスタート支援事業補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、佐賀県及び鹿島市の求めに応じて、同佐賀県及び鹿島市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第2-5号（第4条関係）

年 月 日

鹿島市長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

就業証明書（伝統工芸等）（鹿島市さが暮らしスタート支援事業補助金）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

申請者名	
申請者住所	
申請者電話番号	
就業年月日	
伝統工芸区分 （産品名）	

※鹿島市さが暮らしスタート支援事業補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、佐賀県及び鹿島市の求めに応じて、同佐賀県及び鹿島市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様

鹿島市長

鹿島市さが暮らしスタート支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度鹿島市さが暮らしスタート支援事業補助金について、鹿島市さが暮らしスタート支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

記

金 円

（備考）

- 1 市長は、佐賀県さが暮らしスタート支援事業実施要領及び鹿島市さが暮らしスタート支援事業補助金交付要綱の規定により、次の場合には、補助金の全額または半額の返還を請求します。
  - ア 虚偽の申請等をした場合：全額
  - イ 補助金の申請日から3年未満で本市から転出した場合：全額
  - ウ 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たさず職を辞した場合：全額
  - エ 県実施要領に定める地域活性化等起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
  - オ 補助金の申請日から1年以内に承継した事業を廃止した場合：全額
  - カ 県実施要領に定める空家の取得、改修等に係る本市の支援制度の交付決定等を取り消された場合：全額
  - キ 補助金の申請日から3年以上、5年以内に本市から転出した場合：半額
  
- 2 鹿島市は本事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行う場合があります。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、上記1に定める返還請求を行う場合があります。

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

鹿島市長 様

住所

氏名

㊞

電話番号

鹿島市さが暮らしスタート支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け第 号で交付決定の通知があった 年度鹿島市さが暮らしスタート支援事業補助金について、鹿島市補助金交付規則及び鹿島市さが暮らしスタート支援事業補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり請求します。

記

交付請求額	金		円
振込先	金融機関		本店 支店
	預金種別	1. 普通      2. 当座	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義		

※通帳の見返し、キャッシュカード等の振込口座を確認できる書類の写しを添付してください。

※振込指定口座は、申請者本人が口座名義人になっているものに限りません。